

ID: 162

担当部署: 産業観光課

処分の概要	利用許可の取消し等		
例 規 名 根 拠 条 項	聖籠町農産物加工センター条例 第20条第1項		
例 規 番 号	平成21年 条例第28号		
<p>【根拠条文】 (利用許可の取消し等) 第二十条 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当するときは、その利用の許可を取り消し、若しくは変更し、又は利用を中止させることができる。</p> <p>一 利用者がこの条例又はこれに基づく規則の規定に違反したとき。 二 指定管理者の指示した事項に違反したとき。 三 その他管理運営上やむを得ない事由により特に必要があると認めたととき。</p> <p>2 前項の場合において、利用者に損害が生じても、町及び指定管理者は、その賠償の責めを負わない。</p> <p>【基準】 根拠条文に同じ。</p>			
備考			
設 定 年 月 日	平成 22 年 4 月 1 日	最 終 変 更 年 月 日	年 月 日